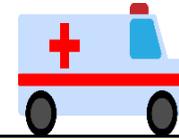




119番通報の種類



	Net119	メール119	FAX119
事前登録	必要	必要	不要
通報端末	スマートフォン 若しくは タブレット端末	スマートフォン 若しくは フィーチャーフォン	ファックス
端末に必要な要件	インターネット契約GPS機能 メールアドレス	インターネット契約 メールアドレス	送受信が可能であること
指令員との会話方法	画面タッチ (チャット方式)	文字入力	手書き
国頭消防管内から 通報した場合の119 受付機関	沖縄県消防指令センター	沖縄県消防指令センター	沖縄県消防指令センター
外出先から 通報した場合の119 受付機関	管轄の消防指令センター または 沖縄県消防指令センター	沖縄県消防指令センター	管轄の消防指令センター

※ご案内・様式等は、各種色がついている所をタップしてご確認下さい。

※詳しくは国頭地区消防本部 警防課までお問合せ下さい。

Net119 緊急通報システム

～Net119 とは～

沖縄県指令センターでは、令和2年7月1日から Net119 緊急通報システムを導入しています。この Net119 は、聴覚または音声・言語機能等に障害があり、電話による音声での通話が困難な方がお持ちのスマートフォンを用いて、**全国どこからでも音声のいらない 119 番通報**ができるシステムです。※なお、このシステムを利用するには、国頭地区消防本部(警防課)での事前登録が必要です。



Copyright 2019 Ryobi Systems Co., Ltd. All Rights Reserved.

通報は、事前登録した情報や、GPS から取得した位置情報により通報場所を素早く特定し、チャットによる文字でのやり取りで、音声によらず通報する事ができます。

～利用登録の対象となる方～

- (1) 国頭村、大宜味村、東村に住居がある方
- (2) 聴覚または音声・言語機能に障がいがあり音声による 119 番通報が困難な方



～必要な機器～

インターネット及びメール機能を使うことができる携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末高機能フィーチャーフォン(ガラケー)。 ※ 従来型の携帯電話(ガラケー)ではご利用できません。



～利用規約及び提出書類～

このシステムをご利用するには事前登録が必要になります。事前登録は下記から必要な書類をダウンロードし国頭地区消防本部 警防課に提出して下さい。

- (1) [利用規約の確認及び承諾](#)
- (2) [利用申請書兼承諾書](#)
[利用申請書兼承諾書（記入例）](#)
- (3) [変更申請書](#)
[変更申請書（記入例）](#)
- (4) [利用廃止申請書](#)
[利用廃止申請書（記入例）](#)

～登録時の注意事項～

- 1 このシステムは、音声による 119 番通報が可能な方のご利用いただけません。
- 2 利用申請承諾書の緊急連絡先を記入する場合には、事前に対象の方の同意を得て下さい(通報時に沖縄県指令センターや消防本部から緊急連絡先に連絡する可能性があります。)
- 3 本システムを登録する際に、沖縄県指令センターから送信する電子メールが受信できる必要があります。あらかじめ「@center119.jp」及び「@r-call119.jp」からのメールを受信できるように設定変更しておいてください。
- 4 その他、システム利用に必要な事項については Net119 緊急通報システム利用規約に記載していますので、必ず内容をご確認下さい。

～Net119 緊急通報システム利用登録の流れ～

1. 利用条件の確認

- (1) 聴覚又は音声、言語機能に障害があり、音声による通報が困難な方
- (2) 国頭村、大宜味村、東村にお住まいの方、又は通勤、通学されている方
- (3) スマートフォン、タブレット端末又は一部の高性能フィーチャーフォンをお持ちの方（従来型の携帯電話（ガラケー）ではご利用できません）



2. 利用規約の確認及び利用申請書兼承諾書の提出

- (1) 利用規約の確認及び承諾
- (2) 利用申請書兼承諾書の記入
- (3) 利用申請書兼承諾書の提出（国頭地区消防本部 警防課に提出して下さい）



3. システム登録

沖縄県指令センターで、システム登録を行います。システム登録には利用申請書兼承諾書を提出してから1週間程度の時間を要する場合があります



4. 登録完了メール

システム完了した場合には、利用申請書兼承諾書に記載された利用者のメールアドレスに登録完了メールを送信します。1週間程度経過しても登録完了メールが届かない場合には、国頭地区消防本部警防課までお問い合わせください。



5. ショートカットアイコンの作成

登録完了メールに貼りつけられている URL にアクセスし、通報画面になることを確認してください。通報画面が確認できた際には、URL のショートカットアイコンをスマートフォン等の画面上に作成して下さい。

このページのお問合せ先

国頭地区行政事務組合消防本部 警防課
〒905-1411
国頭村字辺土名 1727 番地
TEL 0980-41-5700
FAX 0980-41-2915

メール 119 について

メール 119 は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による 119 番通報が困難な方が、お持ちの携帯電話などのEメール機能を使って、音声によらずに 119 番通報できるシステムです。※ご利用される方は事前登録が必要です。注意事項を必ずご覧になり、申請書をご記入いただき提出して下さい。



1) [メール 119 に関する注意事項はこちら](#)

2) [メール 119 の申請書はこちら](#)

※ご不明な点は国頭地区消防本部 警防課までお問合せ下さい。

FAX119通報用紙

 救急です		 火事です	
あなたの名前		FAX番号	
(アパート等であれば、建物の名称と部屋番号も記入して下さい)			
救急車や消防車が来てほしい住所(場所)	沖縄県		

どうしましたか？ (自分 自分以外)

病気 ・ けが (年齢) 歳 (性別) 男 ・ 女 (意識) ある ・ ない (呼吸) ある ・ ない	火災の場所 自分の家 ・ 隣の家 ※安全な場所にすぐに避難してください。
---	--

なにか伝えたいことがあれば、書いてください